

徳島県病院局訓令第二号

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令

徳島県病院局センター設置規程（平成十八年徳島県病院局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

「中央検査センター

別表中央病院の項中 ベッドコントロールセンターを

「中央検査センター

に改め、

内視鏡センター

」

内視鏡センター」

」

「情報戦略センター

「情報戦略センター」を コマンドセンター に改める。

周産期母子センター」

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。